２　施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
厚生労働大臣　福岡　資麿

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項及び第二項、第十四条の二第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「一・〇二七」を「一・〇四七」に改める。

第二条第一項中「六千四百円」を「一万千六百円」に改め、同条第二項中「三千六百円」を「六千六百円」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「三千二百円」を「六千二百円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第二条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八十二万円」を「八十三万円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和六十年法律第二百五十六号）第一条の二、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第六十六条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第一項及び第三十三条第三項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十九条第四項（同法附則第四十条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）並びに同法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当」を削る。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条及び第六十六条中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四・三パーセント、同年四月から令和九年三月まで」に、「二パーセント、同年四月から令和十一年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四・三パーセント、同年四月から令和九年三月まで」に、「二パーセント、同年四月から令和十一年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

第十四条第三項中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二パーセント」を「三・八パーセント」に、「三分五厘」を「三分九厘」に、「一分七厘、同年四月から令和九年三月まで」を「四分三厘、同年四月から令和十一年三月まで」に、「二分、同年四分八厘」に改める。